

条例の見直しの検討について

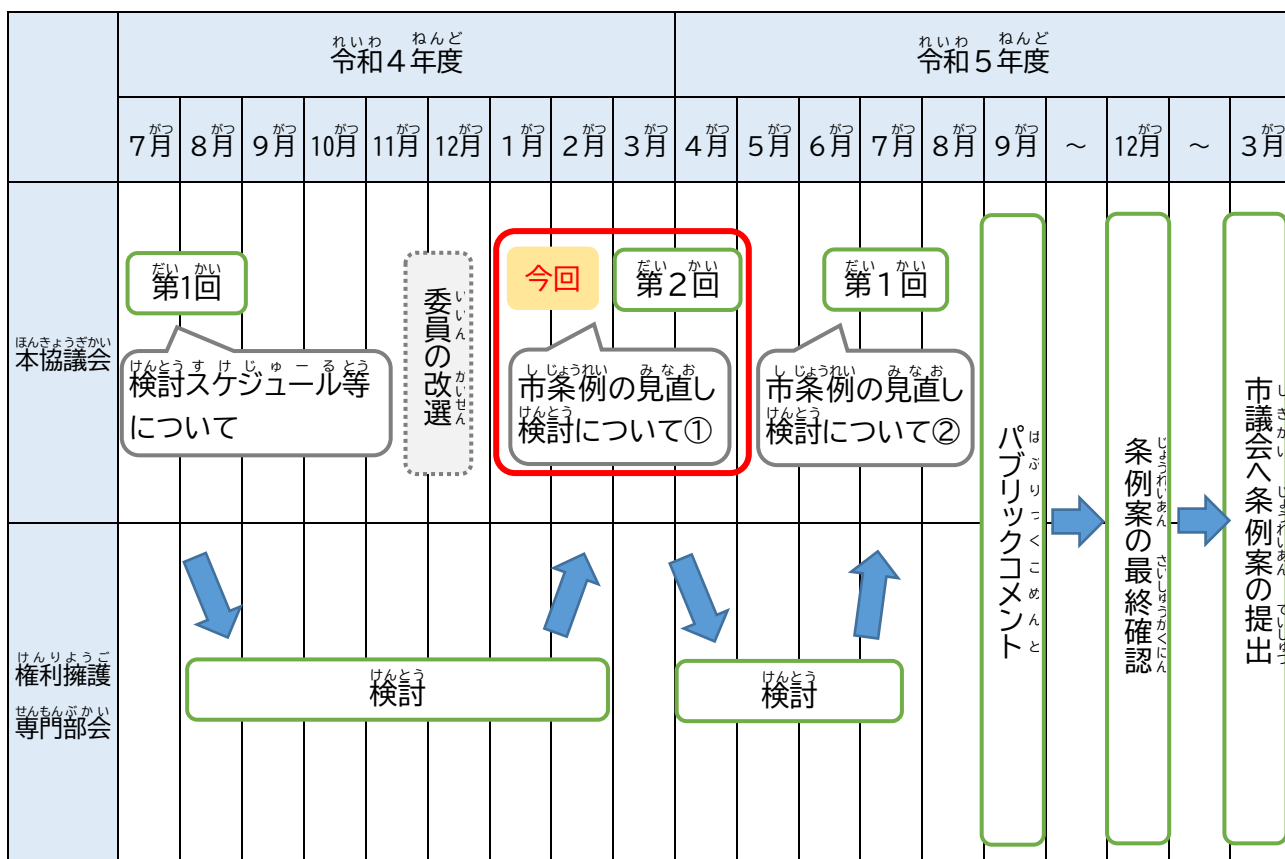
1 概要

- 令和2年7月に施行した条例について、条例施行後3年を迎える令和5年7月を目途として、見直しの検討を進める（※）。

（※） 条例附則で、「条例の施行後3年を目途として、障がい者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとしている。

2 検討スケジュール

- 本協議会と権利擁護専門部会（障がい当事者や支援者で構成する多摩市地域自立支援協議会の下部組織）で検討を進め、条例の見直しが必要な場合には、令和5年度中の改正を目指す。



### 3 検討事項について

#### (1) 法改正への対応について

- 令和3年6月に、障害者差別解消法の改正法（以下、「法」という。）ができた（公布後3年以内に施行）。法に基づき、国の基本方針改定案も示された。
- これらの法改正への対応について、次の①～⑤のとおり、条例の見直しは不要と考えるがいかがか。

#### ① 国と地方公共団体の連携・協力について

##### 法改正の内容

##### 法第3条第2項

国と地方公共団体が、差別解消や必要な施策の促進のため、適切な役割分担のもとで連携・協力を図ることを明記

##### 対応案

##### 条例の見直しは不要

条例第4条第1項「差別を解消し、共生社会の実現に必要な施策を障がい者基本計画等に定め、関係法令との調和を図りながら総合的かつ計画的に実施」に基づき、国・東京都等と連携・協力を図っている。

#### ② 不当な差別的取扱い

##### 法改正の内容

##### 基本方針改定案 第2-2

不当な差別的取扱いに該当する事例、該当しない事例の追加

##### 対応案

##### 条例の見直しは不要

条例ではなく、多摩市に住んでいる人が実際に体験した事例集の作成等で対応してはどうか。

#### ③ 合理的配慮の提供

##### 法改正の内容

##### ① 法第8条

事業者による合理的配慮の提供の義務化

##### ② 基本方針改定案 第2-3

合理的配慮の提供に該当する事例、該当しない事例、環境整備との関係を示す事例の追加

##### 対応案

##### 条例の見直しは不要

① 事業者による合理的配慮の提供は、条例で既に義務化している。

② 条例ではなく、多摩市に住んでいる人が実際に体験した事例集の作成等で対応してはどうか。

④ 人材育成・確保について

法改正の内容

法第14条

国と地方公共団体が、差別に関する相談に対応し、解決を図るための人材育成・確保することを規定

対応案

条例の見直しは不要

条例第14条第2号「市職員等へ必要な研修及び啓発を行う」に基づき、市職員研修等を通じ、差別に関する相談対応や、解決を図るための人材育成・確保を図っている。

⑤ 情報の収集・整理・提供

法改正の内容

法第16条第2項

地方公共団体が、差別解消のための取組に関する情報の収集・整理・提供に努めることを規定

対応案

条例の見直しは不要

次の①～③の条文に基づき、差別解消のための取組に関する情報の収集・整理・提供に努めている。

① 第4条第4項

市の責務として、市民や事業者へ適切な情報を提供し、市民や事業者の意見を聴き、施策への反映に努める。

② 第7条第3項

合理的配慮の必要な取組について調査・研究を行う。

③ 第15条第3号

障がいのある方が働きやすい環境を整えるため、事業者への啓発・情報の提供を行う。

(2) 助言・あっせんの申立てに係る対応について

- 相談対応の中で、助言・あっせんの申立てを受けた場合、現在は協議会の委員全員で検討を行っているが、事案の解決を円滑かつ迅速に行うため、協議会の中に「(仮称)助言・あっせん部会」を設置し、検討を行うてはどうか。

